

特集：派遣・非正規労働

【派遣・非正規労働】

「労働者派遣法」が公布されて35年余の月日が流れ、その間にいくつかの改正も行われました。また、判例の蓄積もあり、様々なアドバイスも可能となっています。高度経済成長期には、社外工・臨時工として扱われた、現在の派遣などの非正規雇用についての雇用制度について書かれた書籍を集めました。



【書籍の紹介】

★労働者派遣法論 萬井 隆令 旬報社 (2017.7) 366.8/267

労働者派遣法を長年研究してきた著者が、労働契約の観点から、いかなる要素があればその締結が認められるかについて研究してきた成果、労働者派遣法制度の推移や問題点などを紹介します。著者は、法令施行当時から、その後に問題となる「派遣切り」や、その裁判について早くから指摘し、他の研究者や弁護士などとの研究を積み重ね、問題点を炙り出してきました。戦後労働法制と労働者派遣、間接雇用に関わる諸概念と相互の関係、労働者派遣と労働契約論、労働者派遣と不当労働行為制度の4章で構成されています。

★労働者派遣法の実務解説 ー派遣元責任者講習テキストー 改訂第5版

労働新聞社【編】 労働新聞社 (2020.2) 366.8/257/2

労働者派遣は、スポット的に人材を充足するために便利な仕組みですが、派遣で働く労働者の賃金やその他の待遇は、それほど高くないのが実情です。「派遣先の直接雇用労働者」と比べた場合、見過ごせない格差が存在するという問題点が、前々から指摘されて成立した「働き方改革関連法」では、「時間外上限の規制強化」と併せて「同一労働同一賃金」の実現に向けた法整備を実施しました。その一環として労働者派遣法も改正され、これに合わせた施行規則・告示・業務取扱要領を詳解しています。

★最新労働者派遣法の詳解 ー法的課題その理論と実務ー

第一東京弁護士会労働法制委員会 労務行政 (2017.3) 366.8/255

「労働者派遣法」が昭和60年7月に公布され、現在までに7回の法改正が行われ、そのたびに、派遣可能業務の拡大や規制、派遣可能期間の延長や短縮など、政権の変動によって法の中身も変動してきました。このような立法変遷の著しい「労働者派遣法とは一体何か」という検証を含めて、平成27年の改正法の意義と労働者派遣制度を今後の活用に生かすため、弁護士会の部会で論議をしてきました。巻頭で、派遣法の歴史と変遷を紹介し、平成27年での改正並びに特に「派遣先の団交応諾義務」について詳解します。



★非正社員改革 —同一労働同一賃金によって格差はなくなる—

大内 伸哉 中央経済社 (2019.7) 366.8/265

私たちが日常用いている正社員、非正社員という言葉は、法律上では存在しません。法律では、どちらも「労働者」として扱われ、法律保護に差はみられません。しかしながら、両者には身分的な差別があります。それは、日本型雇用システムの下で、正社員は長期的に雇用され、教育訓練と配置転換を通して、中核的な人材に育成存在であるのに対して、非正社員は、こうした正社員を補完する存在にすぎないことが起因しているからです。日本型雇用システムにおける格差の問題を研究者の立場で考えます。

★非正規雇用の待遇差解消に向けて 労働政策研究・研修機構 【編】

(JILPT 第3期プロジェクト研究シリーズ) 労働政策研究・研修機構 (2017.7) 366.8/264

本書は、非正規雇用の諸問題について、労働需要側の要因、特に制度要因を中心に分析することを念頭に置いています。すなわち、人事管理の方法や正社員の働き方、事業所属性などが、非正規雇用の諸問題にどのような影響を及ぼし、非正規雇用という「入口」から、正社員への移行という「出口」までを通観します。また、出口のひとつの形態としての非正規雇用の組織化にも触れます。

★5年たったら正社員!? —無期転換のためのワークルール— 嶋崎 量 旬報社 (2018.4)

366.8/260

2012年に実現したのが、無期転換ルールを含む労働契約法改正です。しかし、無期転換ルールの認知度を上げたのは「2018年問題」で雇用を失う労働者が出てからです。有期契約労働者の雇用の安定を趣旨とする制度を理由に、無期転換阻止を意図した雇止めが行われ、それまで、長期間何も問題なく更新を続けていた労働者の雇用が奪われるのは理不尽としか、言いようがありません。この無期転換ルールについて弁護士の立場で解説します。

★「非正規労働」を考える —戦後労働史の視角から—

小池 和男 名古屋大学出版会 (2016.5) 366.8/250

近年、労働環境の中で多くなったとする「非正規労働」は、戦後日本経済が飛躍的に成長していた1950年代から60年代にかけても、日本経済のけん引役としての重厚長大産業でも見られていました。特に鉄鋼業や造船業では、日常的に非正規労働者を雇用していたのです。そのような非正規雇用労働を、労働史の中で探っていきます。アメリカのホワイトカラー職場、社外工と臨時工、製造業の生産職場、設計技術者など、また労働組合の役割についても論じます。

★派遣労働者実態調査報告 平成29年 (2017)

厚生労働省政策統括官付雇用・賃金福祉統計室 【編】 厚生労働省 (2021.3) R366.8/245/2

労働者派遣の実態等について、事業所側、労働者側の双方から把握して、労働者派遣制度に関する諸問題に対応した施策に資する目的で調査をしています。調査内容は、無作為に抽出した事業所とその調査対象の事業所において就業している人を対象にしています。事業所については、派遣の制度の内容など、労働者側には要望や希望、苦情などを聞いています。前回の調査(平成24年)と比較すると、平成27年に施行された改正労働者派遣法の前後5年でどのように意識が変わったかも読み取れる統計書です。